○海上保安庁告示第百六十号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十五年八月十二日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人海洋研究開発機構
神奈川県横須賀市夏島町二番地一五

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域　北緯四〇度東経一四二度三〇分、北緯三八度東経一四一度三五分、北緯三八度東経一四一度二〇分、北緯三六度三〇分東経一四一度一〇分、北緯三六度三〇分東経一四三度四〇分、北緯四〇度東経一四四度三〇分の各点で囲まれる海域

ロ　期間　平成二十五年八月十六日から平成二十五年九月四日まで

三　水路測量の実施方法　ＧＰＳによる測位、マルチビーム音響測深機による海底地形調査

四　航行船舶に対する安全処置

イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　二管区水路通報第三十号（平成二十五年八月二日発行）

○防衛省告示第百五十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十五年八月十二日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十五年八月二十一日（予備、同月二十二日から同月二十四日までの間）の〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域

(ア)　北緯三二度四七分一二秒
(イ)　北緯三二度二〇分一二秒
(ウ)　東経一二八度四五分五二秒
(エ)　東経一二九度〇九分五二秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百五十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十五年八月十二日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十五年八月二十一日（予備、同月二十二日から同月二十四日までの間）の〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒
(イ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒
(ウ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒
(エ)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

実施艦等　自衛艦八隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百五十五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十五年八月十二日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十五年八月二十一日（予備、同月二十二日、同月二十五日、同月二十七日及び同月二十八日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒
(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒
(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒
(エ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

実施艦等　自衛艦六隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百五十六号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十五年八月十二日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十五年八月二十八日及び同月二十九日（予備、同月三十日）の毎日〇六〇〇から二二〇〇まで

区　域　津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の区域

実施艦等　自衛艦七隻、航空機八機

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百五十七号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十五年八月十二日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十五年八月二十八日及び同月二十九日（予備、同月三十日）の毎日〇六〇〇から二二〇〇まで

区　域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の区域

実施艦等　自衛艦七隻、航空機八機

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○関東地方整備局告示第三百六十号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年八月十二日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　登録番号

関東地方整備局長　10

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

一般財団法人長野県建築住宅センター

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	北村　誠悟、井澤　一夫
変更後	宇田　暁生、佐藤　修明

(2)　変更年月日

平成二十五年五月三十一日